

報告第2号

令和4年度の事業計画について

印西市国民健康保険事業計画
【令和4年度】

事 項	内 容	事業実施予定	実施月等
1 国民健康保険税収納率向上対策の推進	<p>(1) 口座振替の推進</p> <p>国民健康保険税通知書、短期被保険者証予告通知、督促状に口座振替の推奨を記載する。</p> <p>窓口でのキャッシュカード読み取り(ペイジー)による口座振替の申込み受付をし、口座振替の推進を図る。</p> <p>(2) 現年度未納者対策</p> <p>新規の滞納者を増やさないように短期被保険者証予告や電話による納税相談を行う。</p> <p>前年度分のみの未納者に現年催告を行う。</p> <p>(3) 滞納者対策</p> <p>休日・夜間の納付相談窓口を開設し、納税相談や、納税機会の拡充を図る。</p> <p>令和4年度より、過年度滞納分を納税課に移管することで、収納率向上を図る。</p> <p>併せて、過年度滞納者には、短期被保険者証に切替え、更新時に未納状況を確認し、状況に応じた通知文を同封することで、収納率向上を図る。</p> <p>(4) 国保税納付の広報活動</p> <p>納付意識の高揚を図るために、国民健康保険税の納期ごとに「納期限のお知らせ」を掲載し、啓発を図る。</p> <p>(5) コンビニ・ペイジー・スマートフォンアプリ決済(Paypay・LINEpay)での取扱を行い、納税者の利便性を図り、収納率向上に努める。</p> <p>(6) 目標収納率</p> <p>目標収納率(現年分)は、千葉県国民健康保険運営方針に基づき、将来的な目標である、93.02%(令和5年度)を維持していく。</p>	<p>納税通知書の発送 短期証予告書の発送 ペイジー一口座振替受付</p> <p>現年催告書の発送 電話相談 短期証予告書の発送</p> <p>休日相談窓口 夜間相談窓口 過年度催告書の発送 保険証更新月</p> <p>納期限</p> <p>「納期限のお知らせ」を掲載し、啓発を図る。</p> <p>コンビニエンスストアやペイジー、スマートフォンアプリ決済(Paypay・LINEpay)での取扱を行い、納税者の利便性を図り、収納率向上に努める。</p> <p>目標収納率(現年分)は、千葉県国民健康保険運営方針に基づき、将来的な目標である、93.02%(令和5年度)を維持していく。</p>	<p>7月～3月 1月・2月 随時</p> <p>4月 随時 1月・2月</p> <p>奇数月の第4土曜日 及び12月第3土曜日 毎月末 1月 5・8・11・2月</p> <p>7月～2月</p> <p>随時</p>
2 適用適正化対策の推進	<p>(1) 適正な資格管理</p> <p>広報やホームページを活用し、届出遅延者に対する加入促進の周知徹底を図る。</p> <p>加入者のうち、重複加入や他の健康保険の被扶養者として認定が可能と思われる対象者について調査を行い、資格の適正化を図る。</p> <p>マイナンバーカードの保険証利用により医療保険の資格確認の迅速化や資格の適正化を図る。</p> <p>(2) 居所不明被保険者の現地調査・実態把握を行い、市民課と連携し、長期不在住者の資格喪失処理を行う。</p> <p>(3) 適正な賦課</p> <p>課税課と連携し適正な所得の把握に努め、所得申告の助言を行い、適正な国民健康保険税の賦課を行う。</p>	<p>随時</p>	<p>診療報酬明細書・経費申請書点検 診療報酬明細書・単月点検 柔整療養費・あはき療養費申請書点検</p>
3 医療費適正化対策の推進	<p>(1) レセプト点検の充実</p> <p>レセプト点検業務の強化を図るため、レセプト点検業務に精通した事業者へ委託し、柔整・あはき療養費申請書を含むレセプトの二次点検(診療内容・請求点数・給付発生原因等)を毎月、総覧点検を年4回実施する。</p> <p>(2) 第三者行為による保険給付の求償</p> <p>第三者行為で被つた傷病を保険適用で受診する際は、届出が必要であることを広報やホームページで周知を行う。また、レセプト点検によるマタボリックシンドロームと傷病を発見したときは、負傷原因の調査を行い、第三者行為に該当するものは、保険給付の損害賠償請求を確実に行う。</p> <p>(3) 保健事業の充実</p> <p>被保険者の健康の保持増進のために健康増進課と連携を図り保健事業を実施する。</p> <p>ア. 特定健康診査・特定保健指導 40歳以上75歳未満を対象に生活習慣病の原因となるマタボリックシンドロームとその予備群を早期に発見し、その健診結果に従い、生活習慣予防に重点を置いた効果的な保健指導を実施する。</p> <p>イ. 人間ドック・脳ドック受検費用補助 ウ. データヘルス計画に基づく保健事業 レセプト・特定健診データを活用して加入者の健康課題を分析し、データ分析に基づく保健事業を実施する。</p> <p>(4) 後発医薬品(ジェネリック)の使用促進</p> <p>後発医薬品希望カードの配布と後発医薬品利用差額通知を行うことで使用促進の啓発を図り、医療費の適正化につなげる。</p>	<p>6月～12月 10月～3月 随時</p> <p>特定健康診査 目標受診率39% 特定保健指導 目標実施率27%</p> <p>特定健康診査受診勧奨 異常値放置者受診勧奨 重複服薬情報通知 生活習慣病治療中断者受診勧奨 希望カード交付 利用差額通知送付</p>	<p>8月頃 9月頃 9月頃 9月頃 6・10・3月 保険者証更新時</p>